



令和7年（2025年）8月6日発信

報道関係者 各位

農業用水渇水対策の「追加支援」を実施します

長引く農業用水の渇水に対応するため、7月より実施する渇水対策の追加支援を下記のとおり実施します。

記

1. 給水車による田への配水【新規対策】

渇水が著しい地域の田へ給水車による配水を行います

実施期間：8月4日より当面の間

配水場所：柳原地区（現実施箇所）

2. 「農業用水の渇水対策事業補助金」の拡充【既存対策の拡充】

市内各地においてポンプアップによる用排水の反復利用など、渇水対策に係る費用が増大していることから、補助制度を拡充（補助上限額の増、対象者の拡大）し、農業者の支援を強化します

補 助 額

- | | | | |
|------|------------------|---|------------------------------|
| 変更前） | (1)千曲川より取水する揚水施設 | → | 対象経費の5/10以内 |
| | (2)上記以外の利水施設 | → | 対象経費の8/10以内（上限30万円） |
| 変更後） | (1) 同 上 | | |
| | (2)上記以外の利水施設 | → | 対象経費の8/10以内（ <u>上限60万円</u> ） |

補助対象者

変更前）田へのかんがい施設を管理する区または用水組合等の公共的団体

変更後）上記団体のほか「市内の田で水稻を作付する農業法人又は一定面積以上の水稻を作付けする個人農家」を追加

<担当課>

【給水車による田への配水】

飯山市 経済部 農業政策課

（課長）春日直樹 （担当）佐藤正俊

電子メール：nourin@city.iiyama.nagano.jp

【農業用水の渇水対策事業補助金】

飯山市 経済部 森林農地整備課

（課長）石田俊和 （担当）上野桂輔

電子メール：

shinrin-nouchi@city.iiyama.nagano.jp

住 所：飯山市大字飯山1110-1

電 話：0269-67-0729

ファクシミリ：0269-62-6221